

朝倉市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がインターネット上に公開するホームページへ掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市民生活に利便を供することのできるものであること。
- (2) 公正で真実なものであること。
- (3) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (4) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (5) 市の広報媒体として、公共性・中立性及び品位を損なうおそれがないこと。
- (6) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがないこと。
- (7) 公の秩序又は善良な風俗習慣に反しないものであること。
- (8) その他公益上特に支障がないと市長が認めたものであること。

(広告表示方法及び規格)

第3条 広告の表示方法は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。ただし、高速振動や高速点滅するような誇大表現の広告は、掲載しない。

規格 (1 枠)	縦 9 8 ピクセル 横 1 7 7 ピクセル 1 0 K B 以内 G I F 形式又は J P G 形式
----------	---

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、市ホームページのトップ画面で、市が指定する位置及び掲載数とする。

(広告の種類及び優先順位)

第5条 掲載する広告の種類及び掲載の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 公共的性格を有する私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業及び自営業で、市内に事業所を有するもの
- (4) その他妥当であると市長が認めるもの

(掲載しない広告)

第6条 トップページに掲載しない広告は、内容が第2条の広告掲載基準に反するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (3) 風俗営業に類するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に類するもの

- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 著しく画面の調和を損なうと認められるもの
- (8) その他トップページに掲載することが不相当と市長が認めるもの

(広告掲載の申請及び審査)

第7条 当該広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)は、市と広告枠の売買契約を締結している事業者(以下「契約業者」という。)に対し申込み等を行うものとする。また、掲載済み内容の大幅な追加、変更等を行う場合も同様とする。

2 前項の申込み等を受理した契約業者は、本要綱の基準に違反していないことを確認後、掲載、変更等を行おうとする広告の原稿及びそれに伴う資料等をあらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、掲載を中止する等、緊急を要する場合は、事後承認でよいものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告の掲載に支障があると認められたときは、契約業者を介して、当該掲載を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。